

許可番号 00801055145

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏名 中部第一輸送 株式会社

代表取締役 森 敏彦

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ ^{第14条第1項} の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 橋 本 昌



許可の年月日

平成21年8月17日

許可の有効期限

平成26年8月16日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上15種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成21年8月17日	新規許可		
	以下余白		

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社

代表取締役 森敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事 大澤 正明

許可の年 月 日 平成 23年 9月 1日

許可の有効期限 平成 28年 8月 31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭がれき類（以上14種類）

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 18年 9月 1日 新規許可

平成 23年 9月 1日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

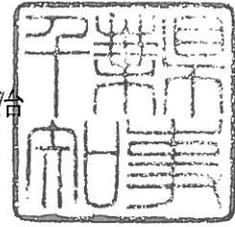
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成22年12月9日

許可の有効年月日 平成27年10月27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成17年10月28日 新規許可

平成22年12月9日 更新許可・変更届（役員変更）

4. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

※ 営業の範囲は、千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県の区域とする。

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

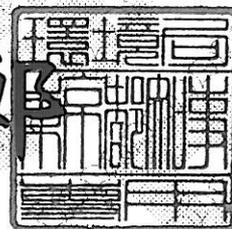
住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成20年 8月 4日

許可の有効年月日 平成25年 8月 3日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(保管・積替えを除く)

(2) 産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上13種類)

2 保管・積替施設

3 許可の条件

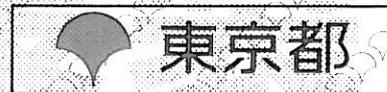
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 20年 8月 4日 新規許可

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無





許可番号第 01706055145 号

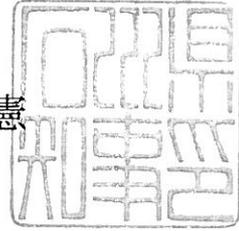
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許可の年月日 平成 23 年 7 月 12 日

許可の有効年月日 平成 28 年 5 月 14 日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥

廃油

廃酸

廃プラスチック類*

繊維くず

ゴムくず

金属くず*

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず*

(*: 自動車等破砕物であるものを除く。)

これらのうち判定基準に適合しないもの、特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物であるものを除く以上 8 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 18 年 5 月 15 日 新規 平成 23 年 7 月 12 日 更新

5. 積替え許可の有無

市名

—

無

許可番号

—

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号 1805055145

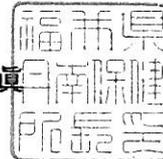
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏名 中部第一輸送株式会社 代表取締役 森 敏彦
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県丹南保健所長 武藤 真



許可の年月日 平成20年 6月23日

許可の有効年月日 平成25年 6月22日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に
伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類（自動車等破砕物を除く。）
（石綿含有産業廃棄物を除く。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上13種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ
積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることが
できる高さ（積替えまたは保管を行う場合に限る。）

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

なし

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

なし

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有(無)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 敏彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許可の年月日 平成22年 7月 4日

許可の有効年月日 平成29年 7月 3日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類

以上 1品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年	7月	4日	新規許可
平成17年	7月	4日	更新許可
平成22年	8月	17日	更新許可
平成24年	8月	20日	優良確認

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏名 中部第一輸送株式会社

代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 橋下



許可の年月日 平成 20 年 7 月 14 日

許可の有効年月日 平成 25 年 7 月 13 日

1. 事業の範囲

事業の区分 : 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- | | | |
|------------|----------|-------------|
| 1 廃油 | 6 木くず | 11 ガラスくず(※) |
| 2 廃酸 | 7 繊維くず | 12 鋳さい |
| 3 廃アルカリ | 8 動植物性残渣 | 13 がれき類 |
| 4 廃プラスチック類 | 9 ゴムくず | |
| 5 紙くず | 10 金属くず | |

(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 13 種類 (※)「ガラスくず」とは「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」のことです。

以下余白

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 20 年 7 月 14 日 当初許可
以下余白

4. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

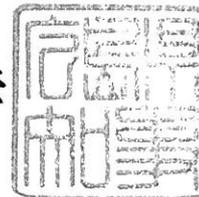
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地
氏名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 平成23年11月30日
許可の有効年月日 平成28年11月29日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鉱さい及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号3600055145

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 平成22年4月14日

許可の有効年月日 平成27年4月13日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類
(以上15種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年4月14日 新規許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

なし

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

・無



許可番号 第07600055145号

産業廃棄物収集運搬業許可証

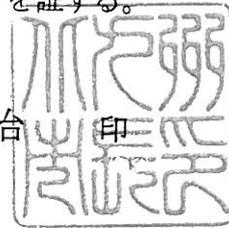
住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 平成 23年 11月 14日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 28年 11月 13日

1. 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

以上13種類（石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月14日 新規許可

平成18年11月14日 更新許可

平成23年11月14日 更新許可

5. 積替え許可の有無 記載なし

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。